

## (仮称) フレスコキクチ名取増田店の届出概要について

## (法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 フレスコ株式会社
- 2 届出年月日 令和3年2月26日
- 3 店舗の名称 (仮称) フレスコキクチ名取増田店
- 4 店舗設置者 フレスコ株式会社 代表取締役 菊地 盛夫  
福島県相馬市中村字宇多川町17番地
- 5 店舗所在地 名取市増田九丁目140番2 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
フレスコ株式会社	1, 691 m <sup>2</sup>	生鮮食品, 一般食品, 雑貨, その他生活関連商品
計	1, 691 m <sup>2</sup>	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和3年10月27日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 70 台 (指針による必要台数: 67台)
- (2) 駐輪場の収容台数 30 台 (指針による参考台数: 48台)
- (3) 荷さばき施設の面積 96 m<sup>2</sup>
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 30.9 m<sup>3</sup> (指針による必要容量: 12.2 m<sup>3</sup>)

- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前8時30分から午後9時50分まで
- (2) 駐車場の利用時間帯 午前8時から午後10時まで
- (3) 駐車場の出入口の数 2箇所
- (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで

## 10 事務手続き等

- ・公告年月日 令和3年3月10日
- ・縦覧期間 公告の日から令和3年7月12日まで  
(公告の日から4か月間)
- ・地元説明会 新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催不能として整理。

→代替の周知方法: 新聞折り込みチラシ及び計画地での掲示

- ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和 3年 3月23日
- ・市町村等からの意見書提出期限 令和 3年 7月12日 (公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 令和 3年10月26日 (届出の日から8か月以内)

## 住民説明会の実施状況

### ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止

届出内容周知の代替方法	・新聞折り込みチラシ及び計画地への掲示
問い合わせ等	・通学路の安全確保について地域住民から問い合わせがあり、設置者から個別に説明を行った。

## 名取市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
開店時、繁忙期等の混雑が予想される場合は、車両出入口や駐車場内等に交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保及び来店車両等の円滑な誘導に配慮すること。	開店時および混雑が予想される日には、出入口や駐車場内に誘導員を配置し、歩行者の安全確保及び来店車両等の円滑な誘導に努めます。 →県の意見は不要
車両出入口付近での接触事故防止のため、歩行者や自転車の視界確保に留意すること。	車両出入口付近には、視界を妨げることのないよう看板等を設置します。 →県の意見は不要
搬入車両について、歩行者等との接触事故防止のため、注意喚起表示等に配慮するとともに、搬入業者にも安全運転を徹底するよう周知すること。	搬入時間帯については、通学時間帯およびピーク時間帯を避けた計画にするとともに、搬入業者には安全運転を徹底するよう周知いたします。 →県の意見は不要
出店計画地の西側に接する道路は、増田小学校、増田中学校の通学路に指定されているため、児童生徒の登下校時間帯においては、安全確保に努めること。	搬入時間帯は、通学時間帯を避けた計画にするとともに、各出入口の視界を確保し安全に努めます。また、混雑が予想される日には誘導員を配置します。 →県の意見は不要
建設作業を実施する場合は、周辺住民に周知するとともに、騒音・振動等の公害苦情が発生しないよう、使用する建設機械等は低騒音・低振動型のものを導入することも検討すること。	現在、建設作業中であります。周辺住民に周知し、騒音・振動等に配慮し工事を進めてまいります。 →県の意見は不要
工事車両等の運行にあたっては、 unnecessaryな空ぶかしやアイドリング禁止などにより騒音防止の徹底を図ること。	工事車両等については、 unnecessaryな空ぶかしやアイドリング禁止など、騒音防止の徹底はを周知いたします。 →県の意見は不要
利用客の駐車場でアイドリングや空ぶかし、利用客の話し声、関係事業者による商品搬入時における騒音により、近隣住民に迷惑をかけないよう、利用者や事業者への指導の徹底、夜間の駐車場使用の自粛等を徹底すること。	利用客の駐車場でアイドリングや空ぶかし、利用客の話し声、関係事業者による商品搬入時における騒音により、近隣住民に迷惑をかけないよう、利用者や事業者への周知いたします。深夜営業は行わないため、閉店後速やかに駐車場を閉鎖します。 →県の意見は不要
店舗近隣の自動車の走行や渋滞によって生じる騒音については、生活環境配慮の観点から、できるだけ渋滞を少なくするような手段を講じるなど騒音軽減に努めること。	出入口に右折レーンを設置する等、来客車両が滞留するのを可能な限り防ぎ、車両走行音の騒音軽減に努めます。 →県の意見は不要

<p>騒音・振動に係る特定施設を設置する際には、敷地境界線上における振動や騒音レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な騒音・振動の防止策を講じること。また、設置後も同様に適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑がかからないよう十分配慮すること。</p>	<p>騒音・振動に係る特定施設を設置する際は、敷地境界線上での基準を順守します。また、設置後も適切な管理を行い、周辺住民に迷惑がかからないよう十分配慮致します。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>事業活動に伴い生じる廃棄物については、発生の抑制に努めること。</p>	<p>事業活動に伴い生じる廃棄物については、発生の抑制に努めます。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>循環型社会を形成するため、リサイクルを前提とした商品の構成に努めること。</p>	<p>循環型社会を形成するため、リサイクルを前提とした商品の構成に努めます。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>名取市に廃棄物を排出処分する場合は、名取市の排出基準を遵守すること。</p>	<p>名取市に廃棄物を排出処分する場合は、名取市の排出基準を遵守します。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>廃棄物の保管にあたっては十分なスペースを確保し、保管は屋内に密封された施設で行い、悪臭及び衛生面に配慮し、適切な温度管理を行うこと。</p>	<p>廃棄物の保管にあたっては十分なスペースを確保し、保管は屋内に密封された施設で行い、定期的に清掃を行い、適切な温度管理を行います。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>ごみの発生、保管、搬出状況の把握等を担当する責任者の配置について配慮すること。</p>	<p>ごみの発生、保管、排出状況の把握等を担当する責任者を配置します。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>駐車場等出入口の施錠等を徹底し、夜間における青少年等のたまり場とならないよう適切な防犯対策に配慮すること。</p>	<p>駐車場等出入口の施錠等を徹底し、夜間における青少年等のたまり場とならないよう適切な防犯対策をいたします。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>盗難防止機器等による万引き防止対策を講じるよう配慮すること。</p>	<p>定期的な警備員を配置と従業員の声掛け等で万引き防止対策を講じます。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>駐車場内での車上荒らし等が発生しないよう、駐車場の向きや照明の明るさ等を工夫し、駐車場内での死角が生じないよう配慮すること。</p>	<p>駐車場内での車上荒らし等が発生しないよう、暗がりがないよう照明の明るさ、向きに配慮します。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>警備員等による駐車場や施設内の巡回パトロールの実施等配慮すること。</p>	<p>従業員等による駐車場や施設内の巡回パトロールの実施等を行います。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>青少年の問題行動及び事故発生の防止等を目的に地域住民や関係機関により店内をパトロール巡回する際は、好意的に受け入れを検討すること。</p>	<p>青少年の問題行動及び事故発生の防止等を目的に地域住民や関係機関により店内をパトロール巡回する際は、好意的に受け入れをします。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>有害図書類の販売については、むやみに青少年の目に触れることのないよう配置場所等に留意すること。</p>	<p>有害図書類の販売については、配置場所等に留意致します。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>万引き等、少年非行の温床とならないよう対策すること。</p>	<p>防犯カメラの設置および従業員等による駐車場や施設内の巡回パトロールの実施等を行います。</p> <p>→県の意見は不要</p>

## 地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

## 交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	フレスコ株式会社	
届出年月日	令和3年2月26日	
店舗名称	(仮称)フレスコキクチ名取増田店	
所在地	名取市増田九丁目140番2 外	
市町村の意見	<input type="checkbox"/> あり	なし
地域住民等の意見	あり	<input type="checkbox"/> なし
<b>県 の 意 見 案</b>		
交通関係	あり	<input type="checkbox"/> なし
騒音関係	あり	<input type="checkbox"/> なし
廃棄物関係	あり	<input type="checkbox"/> なし
その他	—	
意見案	県の意見はなし	
附帯意見案	店舗が面する道路が通学路に指定されていることから、車両出入口付近の歩行者の安全確保について十分に配慮願います。また、周辺道路の渋滞等の交通問題が発生した場合には、必要に応じて交通対策の見直しや追加的な措置を講じるよう配慮願います。	